

障害のある子どもへの支援

★社会福祉課 082-820-5635

各種手帳の交付についてはこちら



障害者手帳等の交付

障害者手帳は、障害福祉制度を利用する多くの場合に必要です。

◆身体障害者手帳

身体に永続的な障害があり、その障害の程度が1級から6級に該当する人に交付されます。

対象

視覚・聴覚・平衡・音声・言語・咀嚼・肢体不自由・心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある人

◆療育手帳

知的機能に障害があり、その障害の程度が(A)（最重度）、A（重度）、(B)（中度）、B（軽度）に該当する人に交付されます。

対象

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人

◆精神障害者保健福祉手帳

精神障害があり、その障害の程度が1級から3級に該当する人に交付されます。

対象

精神障害があり、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人

医療制度

◆重度心身障害者医療 ※所得制限があります。

一定以上の障害のある人に医療費の一部を助成する制度です。

対象

身体障害者手帳の1級・2級・3級又は療育手帳のⒶ・A・Ⓑを持っている人

◆精神障害者医療 ※所得制限があります。

一定以上の精神障害のある人に医療費の一部を助成する制度です。

対象

精神障害者保健福祉手帳1級をもっている人。ただし、自立支援医療受給者（精神通院）に限ります。

◆自立支援医療費の助成（育成医療）

18歳未満の児童で、身体に障害又は疾患があつて、そのままにすると将来一定の障害を残すと認められ、手術などによってその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる人に対して、医療費の一部を助成します。

※障害の状況や、所得制限等の条件があります。

◆自立支援医療費の助成（精神通院）

精神疾患等により通院による精神医療を継続して要する程度の病状にある人に医療費の一部を助成します。

※障害の状況や、所得制限等の条件があります。

特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に手当を支給します。

◆支給月額 ※所得制限があります。

【1級】53,700円

【2級】35,760円

障害児福祉手当

心身に重度の障害のある20歳未満の方に手当を支給します。

◆支給月額 ※所得制限があります。

15,220円

障害者手帳

児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は、集団生活への適応のための訓練等を行います。町内には2カ所あります。

放課後等デイサービス

小学校から高校に就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。町内には5カ所あります。

◆障害児通所支援事業所一覧

名称	住所	電話番号
エンジェルサポート広島スクール (児童発達支援・放課後等デイサービス)	〒731-4227 熊野町貴船9番4号	082-847-5774
児童デイサービス はれのいえ (放課後等デイサービス)	〒731-4222 熊野町呉地二丁目7番38号	082-854-2011
児童デイサービスセンター にじのいえ (放課後等デイサービス)	〒731-4215 熊野町城之堀九丁目9番46号	082-854-5585
放課後等デイサービス ららぽーと熊野 (放課後等デイサービス)	〒731-4211 熊野町新宮一丁目5番13号	082-855-1775
児童発達支援・放課後等デイサービス Lei Aloha (児童発達支援・放課後等デイサービス)	〒731-4227 熊野町貴船9番12号	082-554-7873



サポートファイル

サポートファイルとは、知的・発達障害などのあるお子さんの保護者がお子さんとの日々の関わりや病院、学校等で受けた支援内容などを書き綴る記録ノートです。これを関係機関へ提示することで、正確な情報伝達が図られ、お子さんがライフステージを通して、一貫したより良い支援が受けられることを目的としています。

社会福祉課で無料で配布しています。

※様式はインターネットでもダウンロードが可能です。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/supportfile.html>



◎相談窓口について・・・

お子さんの発達・障害など気になることがありましたら、ご相談ください。相談内容及び個人情報厳守されます。

★熊野町健康推進課

TEL：082-820-5637

★熊野町社会福祉課

TEL：082-820-5635



障害児相談支援事業所

児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所探しや通所調整といった利用の支援、お子さんについての日々の悩み事の相談、各種機関との連携・調整といったことに協力してもらえる相談員が在籍する機関です。

障害児相談支援事業所一覧

名称	住所	電話番号
熊野町社協 障がい者相談支援センター	〒731-4214 熊野町中溝1丁目11番1号	082-820-5330
相談支援事業所 結	〒731-4215 熊野町城之堀九丁目9番49号	082-847-3955
相談支援事業所 心那	〒731-4214 熊野町中溝三丁目1番37号	082-847-5016